

総合評価落札方式の試行導入について

塩尻市では、平成29年度より公共工事の品質の向上を図ることを主な目的とし、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に位置付けられた総合評価落札方式について、次のとおり試行導入します。

1 総合評価落札方式について

総合評価落札方式とは、従来の価格競争のみにより落札決定していた方式とは異なり、入札参加者の技術的能力や工事品質を高めるための新しい技術や手法など、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価する落札方式のことです。

2 総合評価落札方式導入の目的

公共工事における価格競争の激化に伴い、工事品質の低下を招くことが懸念されている中で、発注者が建設業者の技術的能力を適切に審査し、価格と品質で優れた調達を行うことが求められています。これらを実現する目的で「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に位置づけられた総合評価方式を導入します。

3 総合評価落札方式の方法

塩尻市総合評価落札方式試行要領に定めるとおりとします。

価格以外の評価点（企業の施工能力、技術者の能力、地域要件、社会貢献、地域貢献）と入札価格の価格評価点を総合的に評価する方式です。

総合評価落札方式の試行対象となる工事は、入札公告に総合評価落札方式による旨を掲載します。

4 学識経験者の意見聴取

総合評価落札方式により入札を執行する場合は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項に基づき学識経験者の意見を聞くこととされていることから、当面は長野県が設置する長野県総合評価技術委員会を活用するものとします。

添付

- ・塩尻市総合評価落札方式試行要領
- ・塩尻市総合評価点算定基準
- ・価格以外の評価点算定基準表